平成２１年（フ）第７５９号
栃木県那須烏山市中央２丁目９番５号
破産者　三森　文徳
1　決定年月日　平成22年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３５４号
栃木県那須塩原市共墾社１－８―21　サンヒルズ渡辺Ｃ―102、住民票上の住所栃木県那須塩原市豊浦南町100番地686　ヴィラコンフォートＢ―201号
破産者　五島　　浩
1　決定年月日　平成22年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５１号
三重県津市美杉町太郎生1009番地４
破産者　阪本　準一
1　決定年月日　平成22年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５４６号
福岡市東区西戸崎５丁目８番45―105号
破産者　株式会社パーフェクトクリーンアンドサービス
1　決定年月日　平成22年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７５０号
横浜市栄区田谷町字谷ト1587番地
破産者　横浜ＴＥＣ株式会社
1　決定年月日　平成22年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４０号
富山市山室荒屋１番地117
破産者　有限会社松久工業
1　決定年月日　平成22年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４６号
岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲長瀬881番地
破産者　横山　康浩
1　決定年月日　平成22年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第２２号
岐阜県高山市松之木町1280番地３
破産者　総和土建株式会社
1　決定年月日　平成22年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

破産手続廃止の申立て

次の破産事件について、破産者から破産手続廃止の申立てがあった。届出をした破産債権者は、本公告があった日の翌日から２週間以内に、裁判所に対し破産手続廃止の申立てについて意見を述べることができる。

平成２２年（フ）第１７号
静岡県牧之原市細江2523番地２の２、旧住所静岡市清水区押切36番地の27
破産者　植田　久夫
平成22年７月30日
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第７５号
秋田県北秋田市大町７番18―18号
破産者　松橋　政男
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第１４号
秋田県大館市赤館町７番５号
破産者　滝川　　明
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第１３号
北海道目梨郡羅臼町麻布町15番地１
破産者　大野紅美子
1　決定年月日　平成22年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２１年（フ）第１９６号
岩手県一関市東山町長坂字町96番地
破産者　菅原　知明
1　決定年月日　平成22年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第４号
岩手県大船渡市盛町字みどり町11番地１　スターブル202号
破産者　楢山　博己
1　決定年月日　平成22年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第５０６号
京都市伏見区石田内里町１番地の１　市営住宅石田西団地４―203
破産者　永沼　宏一
1　決定年月日　平成22年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第５６号
京都府舞鶴市字上福井964番地の４
破産者　小豆　　昭
1　決定年月日　平成22年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２１年（フ）第１７２９号
広島市中区南千田西町６番13―102号
破産者　石川　易男
1　決定年月日　平成22年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８８９号
福岡市東区香椎団地１番１―403号
破産者　平井　　敦
1　決定年月日　平成22年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９２９号
福岡県福津市東福間８丁目３番27―402号
破産者　杉山　敏明
1　決定年月日　平成22年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部